平成２２年（フ）第４５号
茨城県神栖市知手120番地８
債務者　山口　史靖
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４９号
茨城県神栖市波崎9606番地38
債務者　若林基倶子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５０号
茨城県神栖市波崎9606番地38
債務者　若林　光一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１６号
長野県上伊那郡南箕輪村8304番地250　クリスタルマンション301
債務者　松澤　春彦
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２５号
長野県駒ヶ根市赤穂10650番地１
債務者　池上喜久男
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２９号
長野県伊那市西町6002番地17
債務者　池上眞佐子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３３号
長野県伊那市富県6547番地
債務者　酒井　伸也
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３４号
長野県伊那市狐島3525番地２　久保村住宅12号、申立時の住所長野県伊那市境1529番地
第２峰月マンション１号
債務者　藤本　和彦
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３５号
長野県伊那市狐島3525番地２　久保村住宅12号、申立時の住所長野県伊那市境1529番地
第２峰月マンション１号
債務者　ＦＵＪＩＭＯＴＯ　ＳＡＲＡＨ　ＤＵ　ＭＡＮＯＮこと　藤本　サラ
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３６号
長野県上伊那郡宮田村7620番地14　西原村住５号
債務者　笹古　昌則
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３７号
長野県上伊那郡飯島町飯島70番地　豊岡住宅15号
債務者　宮下　文子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３８号
長野県上伊那郡南箕輪村5430番地１　プレステージアルプスⅠ　307号
債務者　梅田　國照
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１６４号
大阪市鶴見区横堤５丁目12番７号、前住所兵庫県宝塚市ふじガ丘26番５号
債務者　森岡　滋子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１６０号
奈良県生駒市小平尾町２番地３　コーポ504
債務者　岩崎　茂雄
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７３号
奈良市恋の窪東町140番地の29
債務者　杉本　宜子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
山口県下関市彦島迫町４丁目５番Ｒ１―306号　彦島迫町里市営住宅
債務者　初村　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
山口県下関市神田町２丁目２番17号
債務者　今本ふじ子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係